

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊サ対第92号

令和5年2月1日

ランサムウェア被害防止に関する教育機関等への注意喚起について（通達）

全国的にランサムウェアによる被害が大幅に増加・深刻化する中において、教育機関等における被害も発生し、社会的な反響も大きいことから、この度、文部科学省及び警察庁において、各都道府県教育委員会等に対し、別添のとおり、「ランサムウェア等によるサイバー攻撃について（注意喚起）」（令和4年12月27日付け事務連絡）が発出され、ランサムウェア被害防止対策を推進するよう注意喚起が行われた。

各所属にあつては、本注意喚起を踏まえ、教育機関等と連携し、ランサムウェア被害防止に向けた対策を引き続き推進するとともに、教育機関等からランサムウェア被害に関する通報・相談があった場合には、適切な対応に務められたい。

※ 文部科学省事務連絡「ランサムウェア等によるサイバー攻撃について（注意喚起）」については文部科学省ホームページをご覧ください。